

鶴岡市 *Tsuruoka city ecological plan* 環境基本計画



第3回大山上池・下池写真コンテスト入選作「糸トンボ」

平成24年3月



鶴岡市

はじめに



鶴岡市は、出羽三山、朝日連峰の山々に囲まれ、市域の約70%を占める広大な森林は、安定的な水資源を供給することで、実り豊かな農業を育てております。さらに、日本有数の穀倉地帯である庄内平野を有するとともに、日本海に面するなど、多彩な自然に囲まれており、こうした自然環境は、多様な文化を育み支える貴重な地域資源となっております。

その一方で、社会経済活動の進展は、私たちの生活を利便性の高いものにする反面、生活や生産活動による環境負荷を増大させております。加えて、昨年3月に発生した東日本大震災は、巨大地震、大津波、原子力発電施設事故が同時に発生した複合災害であり、自然環境や生態系にも甚大な被害をもたらしました。

こうした中、私たちは、豊かな自然環境を保全・活用し、地球温暖化や環境汚染への対応、廃棄物の減量、資源の有効利用、再生可能エネルギーの活用など、複雑かつ多様化の一途をたどっている環境問題に対して、真摯に向き合うとともに、自らの問題としてとらえ行動していくことが求められております。

そこで本市では、こうした状況を踏まえ、今後の環境施策の指針となる、「鶴岡市環境基本計画」を策定いたしました。この中では、望ましい環境像を定め、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとに取り組むべき基本方向を示しております。

鶴岡の良好な環境を保全し、これらを将来の世代へと引き継いでいくため、本計画の推進にあたりましては、市民や事業者の方々との連携が不可欠であります。

本市としましても、皆さまと連携を図りながら、環境問題の解決にあたり、誰もが安心・安全に暮らし、豊かさを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを目指していく所存でありますので、引き続き、皆さま方のご支援を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました鶴岡市環境審議会や市民の皆さま、そして関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

鶴岡市長 榎本政規

鶴岡市環境基本計画 目次

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と目的……………1
- 2 計画の期間……………3
- 3 計画対象地域……………3
- 4 各主体の役割……………3
 - (1) 市民の役割 (2) 事業者の役割 (3) 市の役割

第2章

計画の目指すもの

- 1 望ましい環境像……………5
- 2 基本目標……………5
- 3 施策の体系……………6

第3章

具体的な取組み

《5つの基本目標を構成する個別施策の取組み》

- 基本目標1 環境負荷の低減に努め、地球環境の保全に取り組むまち……………7
- 基本目標2 社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会を目指すまち……………14
- 基本目標3 恵み豊かな自然をいつくしみ、人と自然が共生するまち……………22
- 基本目標4 快適な生活環境を維持し、将来世代に継承できるまち……………32
- 基本目標5 環境・リサイクル教育を推進し、世代を越えて協働するまち……………47

第4章

業種別の取組み

- 1 全業種共通……………52
- 2 第1次産業……………52
 - (1) 農業 (2) 林業 (3) 漁業
- 3 第2次産業……………54
 - (1) 建設業 (2) 製造業
- 4 第3次産業……………55
 - (1) 電気・ガス・熱供給業 (2) 運輸業
 - (3) 卸売・小売業 (4) 観光・宿泊・飲食業
 - (5) 廃棄物処理・リサイクル業 (6) その他サービス業

第 5 章	<u>地域別の取り組み</u>	
	1	市街地地域……………58
	2	平野地域……………59
	3	山地地域……………61
	4	海岸地域……………63

第 6 章	<u>環境施策の重点項目</u>	
	1	重点項目の選定……………65

第 7 章	<u>計画推進方策</u>	
	1	推進体制の整備……………68
	2	計画の進行管理……………70
	3	計画の普及啓発……………70
	4	広域的な連携と協力……………71
	5	計画の見直し……………71

資 料 編	1	鶴岡市環境基本条例……………72
	2	鶴岡市環境審議会条例……………75
	3	鶴岡市環境基本計画策定委員会設置要綱……………76
	4	計画策定の経過……………77
	5	計画策定関係委員名簿……………79
	6	用語解説……………81

